

厚木市子育て支援センターリニューアル設計業務委託に係る公募型プロポーザル 質問への回答

No	質問	回答
1	現地見学会の開催予定はございますか。開催予定が無い場合、応募者自らアポイントを取り、現地を見学することは問題ないでしょうか。	現地見学会の開催予定はありませんが、事務局に御連絡をいただいた上で、現地を見学していただくことは可能です。
2	雲形構造物はなぜ撤去するのでしょうか。また、撤去は必須でしょうか。	参加資格に関する質問ではありませんので、回答いたしかねます。参加表明後に設けている質問受付期間に再度御質問ください。
3	業務実績について複数を提示する必要がありますでしょうか。参加資格として要項第2章(1)コに記載された業務実績を1以上有する必要があると理解いたします。提出書類様式3においては2つの実績を記載できる欄があるため、2以上もしくは複数の実績を示す必要がありますでしょうか。	参加表明書を提出するに当たり、1施設以上の業務実績があれば実施要領第2章(1)コの要件を満たします。複数の実績を示すため、2施設以上提出していただいても構いません。
4	プロポーザル実施要領第2章1(1)アに共同事業体の参加も可能な記載がありますが、協定書や委任状の提出は不要でしょうか。	参加表明書の提出時点で協定書及び委任状を提出する必要はございませんが、技術提案書の提出と同時に協定書、委任状の提出をお願いします。
5	共同事業体での参加の場合、会社概要書は構成員全社分の提出が必要でしょうか。	代表企業のみ提出で構いません。
6	共同事業体での参加の場合、業務実績書は実績のある構成員全社分の提出が必要でしょうか。それとも共同事業体としての実績を記載すればよろしいでしょうか。実績のある構成員全社分が必要な場合、構成員名を記載する方法をご教示ください。	No. 5と同じ
7	プロポーザル実施要領第3章1(3)ウ業務実績書に提出枚数の記載がないので、複数枚提出しても良いとの認識で宜しいでしょうか。	No. 3と同じ
8	共同事業体での参加の場合、ほかに追加書類の提出が必要であればご指示ください。	追加書類は必要ありません。
9	技術提案書作成に向けて、当該施設のCADデータを提供いただくことは可能でしょうか。	参加資格があることが決定された後に、借用書等を提出していただいた上で、現地でデータを提供いたします。
10	現地を見学させていただくことは可能でしょうか。	No. 1と同じ
11	既存施設の平面と断面などのPDFデータとCADデータをいただくことは可能でしょうか。	No. 9と同じ
12	既存施設の確認申請上の用途は何でしょうか。用途変更の確認申請は必要でしょうか。	参加資格に関する質問ではありませんので、回答いたしかねます。参加表明後に設けている質問受付期間に再度御質問ください。
13	JV(共同企業体)での参加を検討しておりますが、「資格者名簿」への登録要件について確認させてください。JVを構成する全構成員が資格者名簿へ登録していることが必要でしょうか。それとも、代表構成員のみの登録で参加可能でしょうか。ご教示のほど、よろしくお願いたします。	代表者のみの登録で構いません。
14	現在、「資格者名簿」への随時申請手続きを進めている段階の企業についても、参加表明書の提出および本プロポーザル(または入札等)への参加が認められるか、ご教示いただけますでしょうか。あわせて、審査期間中または登録手続き完了前であっても、資格者名簿への登録完了を前提とした条件付きでの参加が認められるかについて、併せてご確認をお願いいたします。	参加表明の時点で、資格者名簿への登録が完了している必要があります。
15	JV(共同企業体)を組成する場合における構成員の要件、および代表企業・構成企業それぞれの役割分担や責任範囲について、具体的にご教示いただけますでしょうか。	JVの構成要件や各企業の役割分担・責任範囲について、当市からは指定いたしません。事業の円滑な遂行が可能となる最適な体制を検討の上、業務推進体制表でお示しください。

16	<p>過去10年以内の業務実績要件について、「常設の対象面積1,000㎡以上の子どもを対象とした遊び場、展示スペース若しくは保育・教育施設を含む施設」とありますが、例えば企業ミュージアム、展示施設、体験型施設等において、児童・生徒等の来館利用を想定した常設展示スペースを含む施設の設計実績は、本要件に該当するものとして取り扱われますでしょうか。該当可否の判断基準をご教示ください。</p>	<p>実施要領第2章1(1)コの要件に該当します。判断基準につきましては、実施要領のとおりです。</p>
17	<p>実施要領第2章1(1)コに記載の要件を満たす実績については最低1件あれば参加資格を有するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 3と同じ</p>